

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和5年7月14日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年7月14日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和5年3月14日

相模原市長 本村 賢太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アリオ橋本
所 在 地 緑区大山町403番3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社イトーヨーカ堂
代 表 者 代表取締役 山本 哲也
住 所 東京都千代田区二番町8番地8

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝 富博	株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本 哲也

(2) 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝 富博 東京都千代田区二番町 8 番地 8 ほか 76 者	株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本 哲也 東京都千代田区二番町 8 番地 8 ほか 70 者

4 変更の年月日

(1) 令和 4 年 3 月 1 日

(2) 平成 28 年 3 月 1 日 ほか

5 届出年月日

令和 5 年 3 月 3 日

6 縦覧期間

令和 5 年 3 月 14 日から令和 5 年 7 月 14 日まで

7 縦覧場所及び意見の提出先

中央区中央 2 丁目 11 番 15 号

相模原市役所環境経済局産業・雇用対策課